

2020年度(令和2年度) 事業計画

社会福祉法人 清祥会



Ⅰ. 法人の基本理念と基本方針

1. 基本理念



「こすもす」という名称は、人々が平等で平和的に共存するという思想に基づいています。暖かい温もりや優しい眼差し、微笑み。そういう和みのある暮らしを実現したいと思っています。そして、ここにいる方々、関わる人たちが、それぞれに「いつまでも自分らしく自然に」過ごして頂きたい、それが「こすもす」の願いです。

私たちは、「和」の心をもって、ご利用者お一人おひとりがその方らしく、自然で和やかに過ごしていただけるように心を込めて支援します。

2. 基本方針

- 1) 私たちは、何よりご利用者の**基本的人権**を尊重するとともに、お一人おひとりの**尊厳**のある豊かな生活を実現します。
- 2) 私たちは、**ご利用者本位**を念頭に、快適で和やかな生活の場となることを目指し、ご利用者それぞれが充実した**生きがい**のある生活を送れるように支援します。
- 3) 私たちは、ご利用者のご希望や心身の状態、生活の状況に応じた、適切な生活支援や健康管理などを行います。ご利用者自身の**自己決定**を大切に、より**自立した生活**が実現するよう支援します。
- 4) 私たちは、それぞれの立場や職域を超えて**協働**し、和をもって**チームケア**を推進します。また地域社会の一員として、保健、医療等関連分野と協働し、地域福祉の充実に努めます。
- 5) 私たちは、ご家族との信頼関係、地域の人々・保育所や学校等との**交流**を大切に、皆さんと一緒に、**地域**の中で生き生きとした**豊かな人生**を送れるように支援します。

II. 社会福祉法人をとりまく状況

- 1) 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現
- 2) 地域における公益的な活動の推進
- 3) 法人組織体制の強化・適正化
- 4) 法人運営の透明性の確保

III. 計画内容

1. 安定した経営基盤の基づく事業の継続性の確保

- 1) 適切な運営及び経営
 - ① 法令, 条例, 行政指導等の遵守
 - ② 適正な事業運営の確保
 - ③ 適正な経営の確保
- 2) 事業の担い手確保と育成
 - ① 外国人技能実習生を含む多様な人材の確保と育成
 - ② 職員寮の管理運営を含む職員福利厚生事業
 - ③ 介護業務等の効率化・適性化

2. 介護サービスの質の向上

- 1) ケアの質の向上及び生産性の向上
 - ① 介護保険事業
 - ・ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護サービス
 - ・ 通所介護サービス及び認知症対応型通所介護サービス
 - ・ 居宅介護支援サービス
 - ② 受託事業
 - ・ 能登町地域包括支援センター柳田支所
 - ③ 能登町介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス及び配食サービス）
 - ④ その他の事業
- 2) 接遇・マナーの向上
 - ① 職員全体であいさつ、言葉掛けの徹底
 - ② わかりやすい説明と適切なプレゼンテーション、信頼関係の構築と合意形成
 - ③ 施設・事業所内の適切な環境整備

3. 公益法人としての社会貢献

1) 公益事業の積極的な実施

- ① 能登町介護予防・生活支援総合事業の実施
- ② 能登町地域包括支援センター柳田支所の運営
- ③ 高齢者地域支え合い体制づくり事業の実施
- ④ 虚弱高齢者等に対する低額の配食サービスの実施

2) 地域との連携促進

- ① 能登町介護サービス事業所等連絡会の運営協力
- ② 能登町ひまわりネットワークへの運営協力
- ③ 能登町歩こう走ろう健康大会への運営協力
- ④ 災害発生時の避難者の受入体制の構築
- ⑤ 石川県老人福祉施設協議会等との防災協定に基づく支援や受入の体制構築
- ⑥ 「コミュニティカフェたんぼぼ」を通じた地域住民との交流
- ⑦ 国の雇用対策に沿った就労支援策の実施

3) 公益性の高い事業・措置等への対応

- ① 石川県及び能登町等の開催する研修会等への参加及び講師派遣
- ② 石川県老人福祉施設協議会、その他施設・団体等の開催する委員会、研究会、研修会等への参加及び委員・講師等の派遣
- ③ 厚生労働省等の実施する調査研究事業への協力
- ④ 特定入所者負担限度額、社会福祉法人軽減制度等の活用
- ⑤ 生活保護受給者に対する入所及びサービス利用に関する支援
- ⑥ リーガルサポート、成年後見人制度等の適切な活用に関する支援

4. 制度改正及び地域のニーズに応じた事業展開

1) 社会的な労働年齢人口減少に対応する働き手の確保

- ① ICT及びIoT等の適切な活用によるケアの質の向上及び負担軽減
- ② 外国人研修制度（技能実習生）等の受け入れ体制の整備と実践
- ③ 多様な働き方の検討・実施

2) 新たな社会資源（介護サービス等の展開）の開発に関する活動

- ① 令和3年介護保険制度改正及び介護報酬改定への対応
- ② 第7期介護保険事業計画に対応したサービス供給
- ③ 地域の要介護高齢者等に関するニーズ及び不足するサービス等の検討の継続
- ④ 地域包括ケアシステム構築に伴う介護・生活支援サービス等の検討の継続
- ⑤ 高齢者権利擁護に関する取り組みの強化

IV. 事業別計画

【介護保険事業】

1. 介護老人福祉施設

1) 方針

適切な施設サービス計画に基づいた計画的かつ個別性の高いケアを行います。入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

2) 事業目標

- ① 配置医師と連携した適切な健康管理、入退院時等の医療機関との連携、重度化の防止・看取りケアの取り組み等により、安定した入居者確保を行います。
- ② 理学療法士、管理栄養士、看護師等の適切な配置と専門性の向上と連携に努めます。
- ③ 介護福祉士の資格獲得などの施策を講じ、安定的かつ継続的に加算要件を満たすように努めるとともに、認知症ケア等必要な研修を修了し、体制を整備します。
- ④ 適切な入居判定を行うと共に、要介護状態区分や認知症日常生活自立度、医療的ケアの実施状況などの評価を継続的に行い、中重度者への適切な支援を行います。
- ⑤ 栄養マネジメント及び個別機能訓練については、適切なアセスメントと計画策定、モニタリングをもって、必要なサービスの実施を行っていきます。

3) 質の高い個別ケアの推進

① 重点的なケア

- ◆ 本人の希望や能力に応じた自立支援と生活機能の向上
- ◆ 認知症高齢者に対するアセスメントの充実と適切なケア
- ◆ 本人の自己決定に基づいた歩行や移動、入浴や排泄などの生活支援
- ◆ 利用者ごとの適切な水分摂取と栄養状態の維持・向上
- ◆ 離床や歩行の促進と利用者の状態や希望に応じた活動的な生活の支援
- ◆ 食形態の検討を含めた栄養マネジメントや口腔ケア、経口摂取維持へのアプローチ
- ◆ 利用者・家族の希望に沿った終末期・看取り期のケア

② 個別のアセスメントに基づくケアの実施

- ◆ 利用者及びフロア毎の担当介護職員及び看護職員の役割と責任の明確化
- ◆ 多職種協働のアセスメントによる生活ニーズ・目標の共有、支援計画の立案と実施
- ◆ 個別のケアや支援を適切かつ一体的に提供するためのサービス担当者会議の充実
- ◆ ICTを用いた分かりやすく効果的・効率的な記録の整備及び情報の共有
- ◆ 計画されたケアの有効性の検証や見直しを適切に行うためのモニタリングの充実

- ◆ 専門職の連携による健康管理や医療的ケア、栄養や機能訓練等の支援の継続

③ ユニット毎の工夫

- ◆ 各ユニットの活発かつ柔軟な活動に向けたユニット費等の活用
- ◆ ユニット職員の自発性と責任感、それぞれの特性を活かした活動

2. (介護予防)短期入所生活介護サービス

1) 方針

利用者の適切な個別サービス計画に基づき、利用者の生活の継続性に配慮しながら、利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するとともにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

2) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動した効果的な個別サービス計画により、利用者のニーズに応じた計画的で個別性の高い支援とフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② 介護老人福祉施設と併せて、各専門職の人員の水準・専門性を確保し、安定的かつ継続的に加算要件を満たし、適切なサービスが提供できるように努めます。
- ③ 生活機能の向上を目指し、栄養及び個別機能訓練等の適切なサービスを実施します。
- ④ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

3. (介護予防)通所介護サービス

1) 方針

利用者の適切な通所サービス計画に基づき、より自立的な在宅生活が継続できるように必要な支援を行います。要支援者等については、介護予防・日常生活支援総合事業の目的を踏まえ、利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図ることができるよう支援します。

2) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動した効果的な通所サービス計画により、利用者のニーズや目標に応じた計画的かつ個別性の高い支援とフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② 多職種によって作成する個別機能訓練計画に基づき、パワーリハビリテーションを中心とした適切な機能訓練等を実施するとともに、必要な人員確保に努めていきます。
- ③ 生活機能向上の観点から、栄養改善及び口腔機能向上を含めた、より専門的な評価に基

づき、複合的なケアの実施ができるように取り組んでいきます。

- ④ 通所介護及び機能訓練計画、各選択的サービス計画については、評価・計画立案から実施、モニタリングの一連の過程が、効果的かつ効率的となるように取り組んでいきます。
- ⑤ 介護福祉士については、有資格者が安定的に確保されるように資格獲得などの施策を講じるとともに、各々の専門性が高まるように努めていきます。
- ⑥ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や地域包括支援センター、他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

4. (介護予防)認知症対応型通所介護サービス

1) 方針

認知症高齢者が、社会的に孤立することなく、その方らしい生活が続けられるように、適切な個別サービス計画に基づいて、家庭的な雰囲気の中で、必要な支援を行います。要支援者には、介護予防の視点に立ち、認知症の悪化防止・日常生活の継続を助けるように支援します。

2) 事業目標

- ① 居宅サービス計画と連動し、利用者の生活ニーズや目標、特に認知症状に配慮した適切な支援やフィードバックにより、安定した事業運営を行います。
- ② 介護職員、生活相談員、看護職員等が安定して確保できるように努めていきます。
- ③ 認知症高齢者が安心して生活できるように、家庭的で適切なケアを提供していきます。
- ④ 認知症ケアの専門性を高めるとともに、必要に応じて、個別機能訓練や栄養改善、口腔機能向上等の専門的なケアを効果的に実施できるように取り組んでいきます。
- ⑤ 地域での生活の継続に資するよう、利用者の役割や生きがいなどに配慮し、複数の選択的プログラムを提供し、認知症状の悪化の防止や周辺症状の緩和に努めます。
- ⑥ 介護者の介護負担や生活上の不安等をできるだけ軽減できるように、担当介護支援専門員や地域包括支援センター、他のサービス事業者、医療機関等の連携に努めます。

5. 居宅介護支援サービス

1) 方針

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、個別の居宅介護サービス計画を作成します。また、要支援者に対しては、地域包括支援センターと連携し、ご利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに日常生活の継続を助けるように支援します。

2) 事業目標

- ① 利用者の個別性を重視し、適切なアセスメントに基づいた生活ニーズの把握と具体的な目標を設定した居宅サービス計画を作成し、丁寧で信頼される支援を実践します。
- ② サービス担当者会議及びモニタリングを適切に実施し、サービスの有効性を検討します。
- ③ 地域包括支援センターと協力し、積極的に地域での活動を実践し、潜在的なニーズを把握し、地域の住民により優良なサービスを提供できるように努めます。
- ④ 体制を強化し、行政やかかりつけ医・医療機関、他のサービス事業者等との連携を積極的に行い、スムーズで連続性の高い地域包括ケアが実施できるように一層努めます。
- ⑤ 石川県や介護支援専門員協会などが開催する研修会への参加や法人内外の事例検討会などに出席し、マネジメント能力を高めます。

【委託事業】

1. 能登町地域包括支援センター柳田支所

1) 方針

能登町の委託により、能登町地域包括支援センターと連携し、同柳田支所の運営をします。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、以下の支援体制を確立します。

- ・ 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐこと。(総合性)
- ・ 介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけること。(包括性)
- ・ 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供すること。(継続性)

2) 事業目標

- ① 地域に、総合的、重層的なサービスネットワークの構築を目指します。
- ② 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、自宅等を訪問して実態を把握し、必要なサービスや社会資源等につなぐように努めます。
- ③ 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めます。
- ④ 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。
- ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。

【能登町介護予防・日常生活総合支援事業】

1. 通所型サービス(基準緩和型)

1) 方針

能登町介護予防・日常生活支援事業により地域包括支援センターと連携し、虚弱高齢者等に対して、介護予防の視点に立って、利用者の生活状況や心身機能の維持・向上を図るとともに、日常生活の継続を助けるように支援します。

2) 事業目標

- ① 利用者のニーズや心身状況に応じて、適切なサービス提供を行います。
- ② 自立支援を念頭に、安心して生活できるように、また利用者が生き生きと暮らせるように、機能訓練や栄養改善など適切なケアを提供していきます。

2. 配食サービス

1) 方針

地域の高齢者等が、健康で自立した日常生活を営むことができるように、食の自立や安全の観点から適切な配食サービスを実施します。利用者個々人の健康状態や希望等に応じて、適切な時間に配食するとともに、利用者の安否確認等を行います。また、必要に応じて、能登町及びその他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めます。

2) 事業目標

- ① 利用者の希望や健康状態等に配慮した献立による食事の提供に努めます。
- ② 食の安全に配慮し、適切な衛生管理等を行います。
- ③ 適切な時間での配食を行うとともに、利用者の生活・健康状況等の確認を行います。
- ④ 単身世帯や高齢者世帯はもとより、地域の高齢者等の栄養や食事に関するリスクや困りごとに適切に対応します。

【その他事業】

1. ふれあいサロン(コミュニティ・カフェ)

1) 方針

地域の高齢者の孤立を防止するとともに、できるだけ自立した社会生活が営めるように社会交流スペースとしてのサロンを提供する。地域の高齢者等の自主的な社会交流を促進する

とともに情報交換や種々のサービス等の紹介を行う。

2) 事業目標

- ① 地域の高齢者等が、自主的に社会交流が行えるようにスペースを提供します。
- ② 地域の高齢者等への情報誌や案内等による種々の情報発信を行います。
- ③ 認知症カフェや地域のお楽しみ会などの地域活動の支援を行います。

2. こすもす保育所

1) 方針

清祥会に在職する保護者が働きやすい環境をつくることによって、仕事と子育てを両立させることができるように施設内保育所の運営を行います。また、利用される子どもの心身の発達を培い、生活や遊びを通して、たくましさや思いやりの心を育てることを基本とします。

2) 事業目標（保育姿勢）

- ① 保護者の細かなニーズにも対応します。
- ② 一人ひとり子どもの個性を大切にします。
- ③ 温かい愛情で子どもをつつみ、満足できる保育を心がけています。
- ④ 異年齢で生活や遊びを共にすることにより豊かな感性を育みます。
- ⑤ 子どもの生きる力をひきだしています。

3. 高齢者地域支え合い体制づくり事業

1) 方針

地域社会における高齢者の孤立を防止する施策の一つとして実施される「高齢者地域支え合い体制づくり事業」の趣旨に賛同し、「地域高齢者除雪支援事業」を継続し実施します。要介護者や独り暮らしなど、積雪による冬期間の外出等が困難となる高齢者等及び地域に対して、除雪の一部又は全部を支援することにより、閉じこもり等の防止を行います。

2) 事業目標

- ① 周辺地域の高齢者の閉じこもり防止や外出支援のための除雪作業を行います。
- ② 地域の集会所やごみステーションなど、地域住民の日常生活や社会交流がしやすいように支援します。
- ③ 実施に際しては、安全に配慮するとともに、居宅支援事業所や地域包括支援センター、地域の代表等十分に連携を取りながら行います。

VII. 資料

1. 法人会議及び部会・委員会活動の予定

	会議・部会・委員会名		日 程		参 加 者
法人 会 議	各部代表会議		水曜日	15:00~16:00	施設長 副施設長 事業部長 総括部長 主任看護師 主任栄養士 介護課主任 第1デイ課長 第2デイ主任 介護支援専門員 生活相談員 他
	入居選考判定会議		随 時	15:00~15:30	
	感染防止会議		第2水曜日	15:00~15:30	
	身体拘束防止会議		第2水曜日	15:00~15:30	
	介護事故防止会議		第3水曜日	15:00~15:30	
	苦情対応処理会議		第3水曜日	15:00~15:30	
	栄 養 会 議		第4水曜日	15:00~15:30	
	衛 生 委 員 会 議		第1水曜日	15:00~15:30	
	医療的ケア検討会議		第1水曜日	15:00~15:30	
	防 災 会 議		年 2回	適 宜	
	感染対応対策会議		感染発生時	適 宜	
	災害緊急対策会議		災害発生時	適 宜	
職 務 部 会 ・ 委 員 会	個別ケア部会	排泄ケア委員会	第1火曜日	15:00~16:00	副施設長 担当部課長, 担当主任等 各フロア(委員) 通所介護(委員) 看護職員(委員) 栄養士 生活相談員 介護支援専門員 その他
		入浴ケア委員会	第2火曜日	15:00~16:00	
		摂食栄養委員会	第3火曜日	15:00~16:00	
		移動・移乗委員会	第1金曜日	15:00~16:00	
		認知症ケア委員会	第1金曜日	15:00~16:00	
	ケアマネジ メント部会	ケアプラン委員会	第4火曜日	15:00~16:00	
		介護記録委員会	第4火曜日	15:00~16:00	
	リスクマネジ メント部会	身体拘束防止委員会	第2木曜日	15:00~16:00	
		介護事故検討委員会	第2木曜日	15:00~16:00	
	医療的ケア 部 会	褥瘡防止委員会	第4木曜日	15:00~16:00	
		感染症防止委員会	第4木曜日	15:00~16:00	
		看取りケア委員会	第3金曜日	15:00~16:00	
		吸痰・胃瘻委員会	第3金曜日	15:00~16:00	
	研修部会	研修企画委員会	適 宜	適 宜	
広報部会	広 報 委 員 会	月 1回	適 宜		

※各委員会は、開催日や開催頻度などの調整を行った上で、実務に支障のない範囲で開催することとする。

2. 年間行事と研修予定

1) 年間行事予定

月	開催日	行 事 名	内容・その他
4月	1日	・入社式	春季号
	初旬	・広報発送	
	下旬	・花見等行事	
5月		・定期理事会	地域交流行事 日中想定訓練，災害発生時対応
	中旬	・猿回し「猿舞座」	
	下旬	・春季防災訓練	
6月	中旬	・職員健診	夜勤者・宿直者対象 全体研修会，永年勤続表彰等を含む
	中旬	・定期評議員会	
	27日	・創立記念式典	
7月	初旬	・広報発送	夏季号 地域交流行事
	25日	・燈夏会	
8月	中下旬	・介護サービス自己点検	
9月	1日頃	・防災の日行事	避難経路確認，備蓄品等の確認 賀寿祝い
	21日	・敬老の日行事	
10月	初旬	・広報発送	秋季号 全職員対象 胸部X-P
	中旬	・職員健診	
	中下旬	・利用者健診	
11月	上旬	・秋季防災訓練	夜間想定訓練，防災設備点検及び活用
	中下旬	・職員研修旅行	
12月	中旬	・職員交流会	全体研修会を含む 能登ライオンズクラブ後援
	27日頃	・餅つき大会	
1月	年末年始	・正月行事	新年号
	7日	・七草粥	
	初旬	・広報発送	
	中旬	・鏡開き	
2月	未定	・情報の公表等	
3月	上旬	・桃の節句行事	こすもす保育所，デイサービス
	下旬	・定期理事会及び評議員会	
通年行事		・御講	報恩講（12月中下旬）

※法人の理事会及び評議員会については、必要に応じて適宜開催する。

2) 法人内研修

- ① 全職員を対象とした法人内研修として、「法人の理念と基本方針」「法令遵守とコンプライアンス」を6月及び12月に実施する。
- ② 全体研修として「感染予防及び拡散防止」「高齢者虐待防止及び身体拘束防止について」等を適宜実施する。
- ③ 職員（技能実習生を含む）の個別の研修計画に基づいて、Eラーニング及び実技等を用いた研修を実施し管理する。
- ④ 研修の履修状況等に応じて、職員と面談を行うなど適切な学習を支援する。

3) 施設外研修会等

前項の法人内研修に併せて、必要に応じて外部研修等に参加し学習を行う。また、法人内の取り組みや研究の成果についても報告・発表等を行うように支援する。主な施設外研修会等は以下のとおりである。

- ・ 全国介護福祉施設大会
- ・ 全国老人福祉施設研究会議
- ・ 全国老人福祉施設経営者大会
- ・ 東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会
- ・ 石川県老人福祉施設研究大会
- ・ ユニットリーダー研修
- ・ 認知症介護実践リーダー研修
- ・ 厚労省，石川県，職能団体等が実施する実務者研修会等
- ・ 地域包括支援センター等が実施する研修会等
- ・ 資格等の更新に関する研修会等

4) 通年又は必要に応じて実施する研修内容

前々項のEラーニングを中心に以下の研修を実施し、管理する。

- ・ 新人職員基礎研修及び介護職員基礎研修（技能実習生を含む）
- ・ ステップアップ研修及び各種伝達研修会
- ・ 事例検討会
- ・ 振り返り研修
- ・ 資格試験準備講習

3. 各部署・ユニット等で実施・参加する会議の概要

	会議名	日程	参加者
会議	朝礼	8:30~	施設長（又は副施設長・事務長）
	各部署ミーティング	適宜	各部署及びフロアスタッフ
	ユニット会議	適宜	介護主任、副主任、各ユニット職員
	サービス担当者会議等 ・施設サービス計画 ・個別サービス計画 ・看取り介護 ・個別機能訓練計画 ・栄養計画 等	適宜	[施設・ショートステイ] 介護支援専門員、栄養士、看護師、 理学療法士、生活相談員、担当介護職員等 [デイサービス] 生活相談員、看護師、介護職員、機能 訓練指導員等
	サービス担当者会議等	適宜	[居宅介護支援] 利用者、介護者、家族、介護支援専門 員、サービス事業者等
	各種委員会	適宜	各委員会メンバー

4. その他の主な活動の概要

	会議名	日程	参加者・企画等
催事等	誕生会	毎月	各ユニットで企画し、実施する。
	その他の季節行事	適宜	各ユニット、事業所の作成する行事計画に基づいて、その都度実施する。
	外出支援	適宜	原則、ユニットで企画し、個別に対応
その他	クラブ・趣味活動	適宜	俳句クラブ 音楽クラブ 園芸クラブ その他
	買い物支援	毎週 木曜日	利用者のうち希望者
	法要（お講）	毎月1回	希望者が参加（機能訓練室）